

# 創業個別相談会

疑問やお悩みに、指導経験が豊富な  
専門家（中小企業診断士）がお答えします

例えば……

- 「売上や経費などの収支計画は妥当だろうか？」
- 「商売を始めるに当たって購入する設備や規模は妥当だろうか？」
- 「自分の商売に合ったお店の場所は？」
- 「開業に当たっての手続きは？ 許認可って必要？」
- 「従業員を雇った場合の手続きや労働保険料などの負担は？」
- 「創業融資制度や利用できる補助金ってあるの？」
- 「経理の経験が無いけど大丈夫？」
- 「確定申告ってどのようにするの？ 税金の種類と収める税金っていくらくらい？」
- 「今の営業内容とは違う新たな事業を始めたいが、計画は妥当だろうか？」

相談  
無料！

お気軽にご利用  
ください！

開催  
日時

令和7年9月18日（木）、10月17日（金）

両日とも 13時00分～17時00分

※相談時間は後日調整  
させていただきます。

開催  
場所

稚内商工会議所 2階会議室

（稚内市中央2丁目4番8号）

相談員

金谷 博光 氏（旭川市）

金谷博光税理士・中小企業診断士事務所 所長

対象者

創業を準備 又は 創業間もない方、  
新たな事業を計画している事業主の方

申込  
方法

裏面の申込書に必要事項をご記入の上、  
FAX・郵送・メールにてお申込みください。



お問合せ先  
(主 催)

稚内商工会議所 中小企業相談所

〒097-0022 稚内市中央2丁目4番8号 TEL 0162-23-4400 FAX 0162-22-3300  
E-mail: wcci@rose.ocn.ne.jp URL: http://www.wakkanai-cci.or.jp/



# 【稚内市 新規創業者支援事業助成金のご案内】

## 対象者

## 対象経費

## 補助率

### 【新規創業者支援事業】

新規創業者で  
中小企業相談所の  
推薦を受けた者

※風俗営業法に定める営業を行うもの  
や銀行業等を除く(※1)  
※既に開業している場合は、標準産業  
分類の大分類が変わる場合が対象  
※概ね週5日程度、20時間以上の  
営業をする方が対象  
※産業競争力強化法に基づく特定創  
業者(予定者を含む)であること  
(既に事業を営んでいる場合は除く)  
※創業融資の借入が決定していること  
※フランチャイズ契約等による創業  
ではないこと

### 土地及び建物賃借料

※敷金、礼金、駐車場使用料、仲介  
手数料等、賃貸借契約に関する諸  
経費を除く  
※本人、配偶者又は3親等内の親族  
が所有する不動産ではないこと

1か月あたりの1/2

※上限額 30万円  
(1か月5万円×最大6か月)

### 初期設備費及び建物取得費等

1/2

※上限額 50万円

※1 非対象業種…銀行業や生命保険業、パチンコホールなど、(株)日本政策金融公庫の非対象業種等に原則準拠

## その他

- 対象者の条件にある「特定創業者」になるためには、指定された創業セミナーや創業相談などを受け、稚内市に申請する必要があります。
- 当助成を受けようとする方は、創業前に中小企業相談所(稚内商工会議所内)へ創業事業計画書を提出し、推薦書の交付を受ける必要があります。
- 当助成は、1企業につき、一生涯に一度のみ。その他詳細は交付要綱参照。助成期間は、令和7年度までです。

※ 詳細につきましては、下記までお問い合わせください。  
稚内市 建設産業部 水産商工課 商工・労働グループ TEL: (0162) 23-6467

-----キリトリ線-----

## 《創業個別相談会申込書》 FAX.0162-22-3300 (稚内商工会議所宛)

住所: 稚内市中央2-4-8 E-mail: wcci@rose.ocn.ne.jp

令和7年 月 日

相談希望日 ※希望日に□を 付けて下さい。	9月18日(木)	<input type="checkbox"/>	10月17日(金)	<input type="checkbox"/>
※相談時間は後日調整させていただきます。				

フリガナ				性別
お名前				男・女
ご住所	〒			年齢
連絡先	TEL		E-mail	歳

相談内容	※事前に相談内容を把握しスムーズな対応を心がけておりますので、出来る限り具体的な相談内容をご記入ください。		
------	---	--	--

※ご記入いただいた情報は、当所からの各種連絡・情報提供以外に使用いたしません。